

評価項目及び配点表

分類	評価項目	評価区分	配点
企業 の 施 工 能 力 等	SAS事故の有無	有	-1
		無	0
	品質・環境への取組	ISO9001, 14001又はKEMSの認証を取得	1
		ISO9001, 14001, KEMSのいずれかの認証を取得	0.5
		無	0
	同種工事の実績（神戸市）	80点以上	4
		75点以上80点未満	3
		70点以上75点未満	2
		65点以上70点未満	1
		65点未満又は実績無	0
	1 工事成績評価60点未満の有無	無	0
		有	-2
	総合評価の履行義務違反	無	0
		有	-2
	神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	2
		有	1
		有（担い手育成奨励部門）	0.5
		無	0
	若手技術者育成の取組	有	1
		無	0
	女性技術者育成の取組	有	1
		無	0
	ICT活用工事の実績※ ¹	神戸市 有	2
		その他公共機関 有	1
		無	0
	社会的制約条件に配慮すべき工事の実績※ ¹	3件 有	3
		2件 有	2
		1件 有	1
		無	0

企業 の 施 工 能 力 等	2 ・ 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	技 術 者 の 実 績	【 ア 】 、 【 イ 】 の い ず れ か 大 き い 方 を 加 算 点 と す る	ア、 同 種 工 事 の 実 績、 条 件 ①、 条 件 ② の 合 計 点	神戸市発注工事 (条件①)	80点以上	4
						75点以上80点未満	3
						70点以上75点未満	2
						65点以上70点未満	1
						65点未満又は実績無し	0
					その他公共機関発注工 事	80点以上	2
						70点以上80点未満	1
						70点未満又は実績無し	0
					神戸市発注工事※2 (条件②)	80点以上	
						75点以上80点未満	
						70点以上75点未満	
						65点以上70点未満	
						65点未満又は実績無し	
					その他公共機関発注工 事※2	80点以上	
						70点以上80点未満	
						70点未満又は実績無し	
					イ、同じ工事区分又は建物機能に該当する 工事（神戸市）	80点以上	2
						75点以上80点未満	1
						75未満又は実績無し	0
	神戸市優良工事認定の実績	3年連続 有	3				
		有	1.5				
		有（担い手育成奨励部門）	1				
		無	0				
	専門分野の資格※2	有	2				
		無	0				
	CPDの取組	推奨単位取得	1				
		取得 無	0				
	3 ・ 地 域 貢 献 等	市内企業比率又は地元下請率の達成確約※3	90%以上	2			
			80%以上90%未満	1.5			
			70%以上80%未満	1			
			70%未満	0			
		市内企業比率又は地元下請率の実績※1※3	90%以上	2			
			80%以上90%未満	1.5			
			70%以上80%未満	1			
			無	0			
		災害協定の締結	有	1.5			
			無	0			
		災害復旧工事等の実績	複数 有	1			
			1件 有	0.5			
			無	0			
		社会貢献の取組（最大3つまで評価）	①障害者雇用	0.5			
			②協力雇用主	0.5			
			③男女共同参画の取組	0.5			
			④消防団協力事業所認定	0.5			
			⑤CCUSの導入	0.5			
	無		0				
	加算点の合計						

※1：土木工事のみ対象とする。

※2：工事により要求しない場合有り。

※3：工事により市内企業比率、地元下請率のいずれかを指定する。

注）評価項目の加算点の合計がマイナスとなった者は、当該入札を失格とする。

評価区分の解説

- ・ 技術資料の記載内容と、実績が確認できる添付資料を確認し、評価する。
- ・ 添付資料が未提出の場合や、鮮明でなく内容が読み取れない場合は実績無とする。
- ・ 技術資料の内容と、神戸市で確認した内容が異なる場合は、神戸市で確認したものを採用する。
- ・ 提出するコリンズは「登録内容確認書（工事实績）の竣工登録」（以下、「コリンズ（竣工登録）」という。）とする。
- ・ コリンズ（竣工登録）については、（一財）日本建設情報総合センター（<https://cthp.jacic.or.jp/>）で、確認・資料の提供を受けることができる。
- ・ 工事区分及び建物機能については、別紙 6-1、別紙 6-2 を参照すること。

1. 企業の実績等

SAS 事故の有無

- ・ 過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に発生し、神戸市発注工事で SAS 登録の対象となった事故があれば、減点する。
- ・ 過去に特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）共同企業体として起こした事故は、すべての構成企業の実績とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、構成するすべての企業のうち、1 社でも SAS 登録された事故があれば、事故有とする。

品質・環境への取組

- ・ 本工事の入札参加申込の受付終了日（以下、「受付終了日」という。）時点での、「ア．IS09001 の取得の有無」、「イ．IS014001 又は KEMS 取得の有無」を評価する。
- ・ IS09001 は、適用範囲に工事の施工を含むものに限る。
- ・ KEMS の認証区分は、第一種認証、第二種認証とも対象とする。
- ・ KEMS の認証は、KEMS と相互認証を行っている審査登録機関による環境認証を含む。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
- ・ （KEMS と総合認証を行っている審査登録機関）<https://kems Kobe.org/partner>

同種工事の実績（神戸市）

■ 工事区分又は建物機能の条件

3.3 斜面对策(地下排水徐工、抑止杭工を含む) もしくは 5.9 斜面安定・法面工
--

- ・ 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡しが完了した本市（外郭団体を含む）発注工事の工事成績評価平均点を評価する。
- ・ 対象工事は、最終契約金額が 500 万円以上（税込）で、工事成績評価が 65 点以上かつ上記に指定する工事区分又は建物機能の条件に該当するものとする。ただし、単価契約工事を除く。
- ・ 共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものを対象とする。
- ・ 工事成績評価平均点は、技術資料に記載した 2 件の平均点により算出するものとし、実績が 1 件しかない場合は、もう 1 件を 65 点と見做して算出する。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、各構成員の平均点を本工事の出資比率に応じ加重平均し、算出した値で評価する。なお、実績を 1 件以上有する構成員と実績を有しない構成員から成る共同企業体の場合は、実績を有しない構成員の平均点を 65 点と見做して加重平均するものとする。

工事成績評価 60 点未満の有無

- ・ 過去 1 年間（令和 7 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡しが完了した本市発注工事で、最終契約金額が 500 万円以上（税込）のもの全て（ただし、単価契約工事を除く。）において、工事成績評価で 60 点未満を取得している場合に減点する。
- ・ 共同企業体としての施工実績は、出資比率に関わらず、全て対象とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、構成するすべての企業のうち、1 社でも 60 点未満を取

得した企業があれば、60 点未満取得有とする。

総合評価の履行義務違反

- ・ 過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡しが完了した本市の総合評価落札方式による発注工事を対象とし、履行義務違反があれば減点する。
- ・ 過去の共同企業体としての履行義務違反は、出資比率に関わらず、全て対象とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、構成するすべての企業のうち、1 社でも過去 2 年間に履行義務違反のあった企業があれば、履行義務違反有とする。

神戸市優良工事認定の実績

- ・ 過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）に神戸市優良工事認定を事業者として受けた実績の有無を確認し、評価する。
- ・ 担い手育成奨励部門の認定については、令和 8（2026）年度認定を事業者として受けた実績の有無を確認し、評価する。ただし、担い手育成奨励部門以外の部門の認定と、担い手育成奨励部門の認定は重複して加点しない。
- ・ 令和 8 年度認定については、認定日以降に公告するものから評価する。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表となる企業の認定実績を対象とする。
- ・ 令和 3 年度～令和 8 年度の期間内で、3 年連続で認定を受けている場合は、3 年連続認定実績有とする。3 年連続認定には、担い手育成奨励部門の認定を含まない。

若手技術者育成の取組

- ・ 提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」または「新規若年技術職員の育成及び確保」に該当しているものを実績有とする。
- ・ 通知書は、本工事の受付終了日時点において、審査基準日から 1 年 7 ヶ月を経過していないものを有効とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の実績を対象とする。

女性技術者育成の取組

- ・ 過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡しが完了した本市（外郭団体を含む）発注工事のうち、女性技術者が 1 名以上携わっている工事があれば取組有とする。
- ・ ただし、最終契約金額 500 万円以上（税込）の工事を対象とする。
- ・ 共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率 20%以上のものを対象とする。
- ・ 携わっているとは、コリンズ（竣工登録）の工事実績データ（技術者データ）欄に、女性技術者氏名が確認できることとする。女性技術者の役割（現場代理人、監理・主任技術者、担当技術者等）は問わない。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の実績を対象とする。

ICT 活用工事の実績（土木のみ）

- ・ 対象工事は、過去 1 年間（令和 7 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡し完了した公共機関等の発注する工事（最終契約金額 500 万円以上）のうち、ICT 活用に関する実施証明書又は実績が確認できる書類を有するものとする。
- ・ 共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率 20%以上のものを対象とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の実績を対象とする。

社会的制約条件に配慮すべき工事の実績（土木のみ）

- ・ 本市が社会的制約条件に配慮すべき工事として発注したもので、過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に元請として完成し、引き渡し完了した工事成績評定が 65 点以上のものを対象とし、コリンズ（竣工登録）の工事概要に「社会的制約条件に配慮すべき工事」の記載が有るものを対象とする。
- ・ 共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものを対象とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の施工実績を対象とする。

2. 配置予定技術者の能力

- ・ 技術資料提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、最大 3 人まで評価の対象とする。配置予定技術者の人数に応じて、様式第 10-4 号の技術者①②③を記入することとする。ただし、共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の技術者の実績を対象とし、代表者となる企業以外の技術者については、提出を要しない。
- ・ 評価にあたっては、配置予定技術者の能力の加算点の総和が最も低い配置予定技術者の加算点を採用する。

技術者の実績

- ・ 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日～受付終了日の 14 日前まで）に、監理技術者または監理技術者資格を有する主任技術者若しくは現場代理人として完成し、引き渡し完了した工事で、コリンズ（竣工登録）の工事実績データ（技術者データ）に監理技術者資格者証番号の記載が有るものを対象とする。ただし、最終契約金額が 500 万円以上（税込）ものとし（単価契約工事を除く）、共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものを対象とする。
- ・ 評価にあたっては、以下に示す【ア. 同種工事の実績】による加算点と【イ. 同じ工事区分又は建物機能に該当する工事実績（神戸市）】による加算点のいずれか大きい方を採用する。

【ア. 同種工事の実績】

■ 同種工事の条件

条件①	モルタル吹付工およびロープ伏工の施工実績があるもの
条件②	求めない

- ・ 本市（外郭団体を含む）発注工事または、公共機関等の発注する工事のうち、同種工事の条件を満たすもの 1 件を対象とする。
- ・ 公共機関等とは、建設業法施行令（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）第四十五条に規定される発注者のことを指す。
- ・ 条件①による加算点と条件②による加算点の合計点を採用する。
- ・ 条件①の工事と条件②の工事は、同一工事でも、異なる工事でも構わない。

【イ. 同じ工事区分又は建物機能の工事実績（神戸市）】

■ 工事区分又は建物機能の条件

3.3 斜面对策(地下排水徐工、抑止杭工を含む)もしくは 5.9 斜面安定・法面工

- ・ 本市（外郭団体を含む）発注工事のうち、工事区分又は建物機能の条件を満たすもの 1 件を対象とする。

神戸市優良工事認定の実績

- ・ 過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）に神戸市優良工事認定を技術者として受けた実績の有無を確認し、評価する。
- ・ 担い手育成奨励部門の認定については、令和 8（2026）年度認定を技術者として受けた実績の有無を確認し、評価する。ただし、担い手育成奨励部門以外の部門の認定と、担い手育成奨励部門の認定は重複して加点しない。
- ・ 令和 8 年度認定については、認定日以降に公告するものから評価する。
- ・ 令和 3 年度～令和 8 年度の期間内で、3 年連続で認定を受けている場合は、3 年連続認定実績有とする。3 年連続認定には、担い手育成奨励部門の認定を含まない。

専門分野の資格

■ 本工事の専門分野における資格

求めない

- ・ 選択科目があるものについては、選択科目を確認できる資料を提出すること。

CPD の取組

- ・ 過去 1 年間（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）における技術者の継続教育（CPD）の取組を評価する。
- ・ CPD 制度の対象となる CPD 運営団体は以下のとおりとし、当該団体が認定する資格又は推奨単位（1 年分）以上の取得をもって評価する。

建設系 CPD 協議会加盟団体

(公社) 空気調和・衛生工学会
 (一財) 建設業振興基金
 (一社) 建設コンサルタンツ協会
 (一社) 交通工学研究会
 (公社) 地盤工学会
 (公社) 森林・自然環境技術教育研究センター
 (一社) 全国測量設計業協会連合会
 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会
 (一社) 全国土木施工管理技士会連合会
 (一社) 全日本建設技術協会
 (公社) 土木学会
 土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会）
 (一社) 日本環境アセスメント協会
 (公社) 日本コンクリート工学会
 (公社) 日本技術士会
 (公社) 日本建築士会連合会
 (公社) 日本造園学会
 (公社) 日本都市計画学会
 (公社) 農業農村工学会

建築C P D運営会議の構成団体

(公社) 日本建築士会連合会
 (一社) 日本建築士事務所協会連合会
 (公社) 日本建築家協会
 (一社) 日本建設業連合会
 (一社) 日本建築学会
 建築設備士関係団体C P D協議会※
 (一社) 日本建築構造技術者協会
 (一財) 建設業振興基金
 (公財) 建築技術教育普及センター

※建築設備士関係団体C P D協議会参加団体

(公社) 空気調和・衛生工学会
 (一社) 建築設備技術者協会
 (一社) 電気設備学会
 (一社) 日本設備設計事務所協会
 (公財) 建築技術教育普及センター

3. 地域貢献等

- ・ 技術資料の記載内容と、実績が確認できる添付資料を確認し、評価する。
- ・ 添付資料が未提出の場合や、鮮明でなく内容が読み取れない場合は実績無とする。
- ・ 技術資料の内容と、神戸市で確認した内容が異なる場合は、神戸市で確認したものを採用する。

市内企業比率又は地元下請率の達成確約

本工事は、「市内企業比率」とする。

- ・ 工事毎に市内企業比率又は地元下請率のいずれかを指定する。指定の項目について、本工事での達成予定を記載するものとする。
- ・ いずれも 70%以上で申請した場合に加点対象とする。入札参加時に申請した評価区分を下回る場合（70%以上 80%未満と申請し、完成時に 70%未満となった場合、80%以上 90%未満と申請し、完成時に 80%未満となった場合及び 90%以上と申請し 90%未満となった場合）には、入札説明書共通事項の契約等に関する事項の（14）に記載する措置を行う。

（市内企業比率の場合）

- ・ 市内企業比率が 70%以上 80%未満、80%以上 90%未満、又は 90%以上として申請し契約に至った場合、様式第 16-1 号の市内企業比率報告書と様式第 16-2 号の元請および一次下請等一覧表及

び契約金額がわかる資料（契約書、請書の写しなど）を完成検査までに市監督員へ提出すること。
市内企業比率報告書等の提出が遅れる場合は、本市からの成績通知も遅れる。

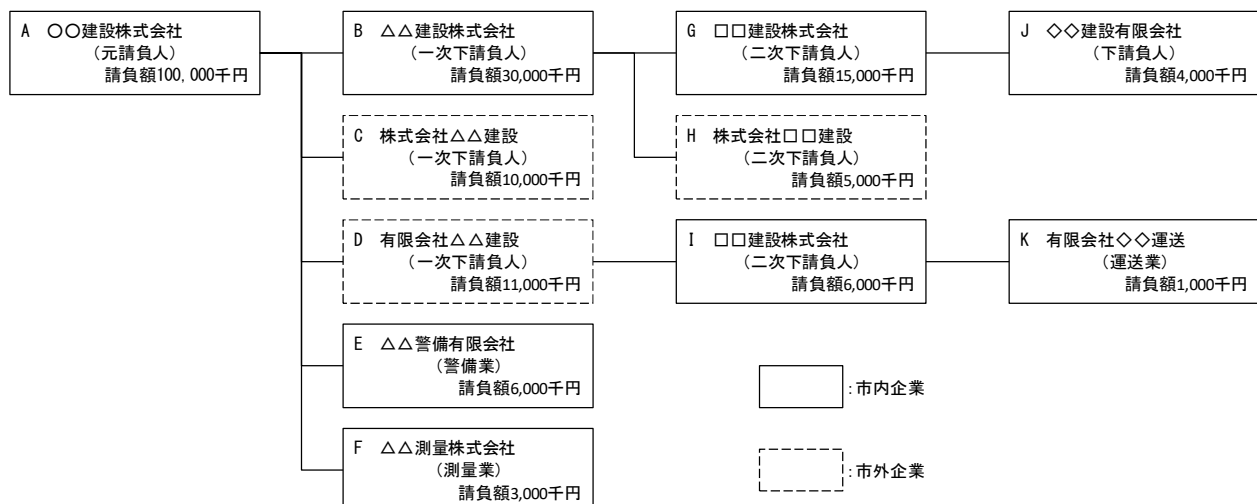
（地元下請率の場合）

- ・ 地元下請率が 70%以上 80%未満、80%以上 90%未満、又は 90%以上として申請し契約に至った場合、様式第 17-1 号の地元下請率報告書と様式第 17-2 号の下請等一覧表及び契約金額がわかる資料（契約書、請書の写しなど）を完成検査までに市監督員へ提出すること。地元下請率報告書の提出が遅れる場合は、本市からの成績通知も遅れる。

市内企業比率とは

- ・ 市内企業比率とは、元請及び全ての下請の施工額のうち市内企業の施工額の合計が請負金額に占める割合をいう。
- ・ 下請の施工額とは、元請又は直近上位の下請との契約金額から直近下位の下請との契約金額の合計を差し引いた額をさす。
- ・ 元請の施工額とは、最終の請負金額から全ての一次下請の請負金額の合計を差し引いた額とする。
- ・ 市内企業とは、神戸市内に本店を置く企業をいう。
- ・ 本書に記載する下請とは、①元請又は一次以下の下請企業から建設工事を請け負った建設業を営む者及び②元請又は一次以下の下請企業との間で警備業等の契約を締結した者をいい、元請との間で資材調達のための契約を締結した者は含まない。
- ・ 警備業等とは、警備業のほか、建設コンサルタント業及び運搬業をさす。
- ・ 資材調達のための契約金額は、調達した元請又は下請の施工額に含めるものとする。

【市内企業比率の計算例】



単位：千円

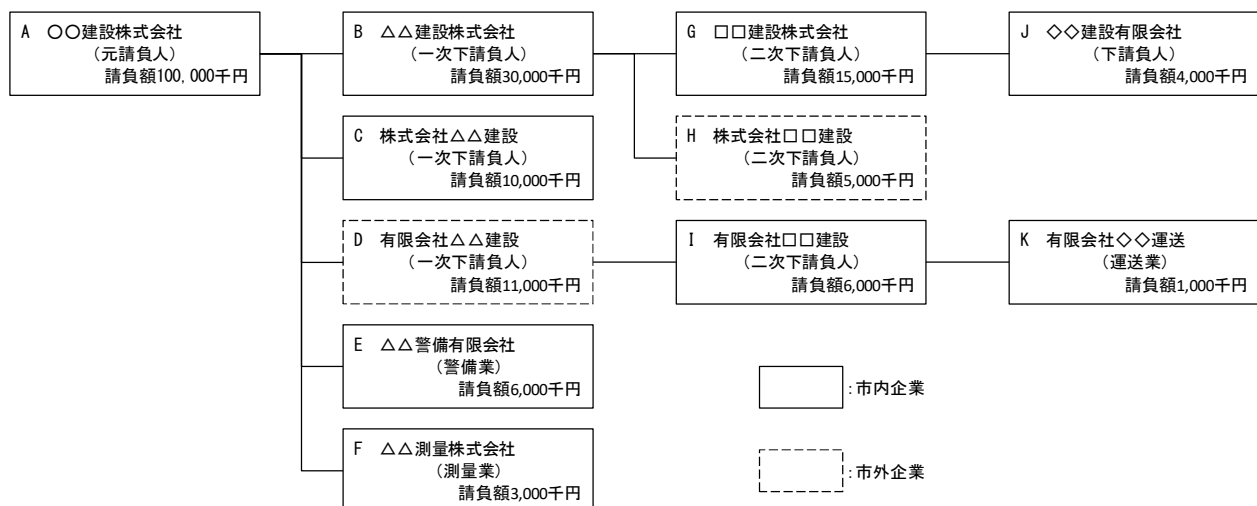
企業名	請負区分	市内外区分	請負金額	下請額	施工額	市内企業施工額
A社	元請	市内	100,000	60,000	40,000	40,000
B社	一次下請	市内	30,000	20,000	10,000	10,000
C社	一次下請	市外	10,000	0	10,000	0
D社	一次下請	市外	11,000	6,000	5,000	0
E社	警備業	市内	6,000	0	6,000	6,000
F社	測量業	市内	3,000	0	3,000	3,000
G社	二次下請	市内	15,000	4,000	11,000	11,000
H社	二次下請	市外	5,000	0	5,000	0
I社	二次下請	市内	6,000	1,000	5,000	5,000
J社	三次下請	市内	4,000	0	4,000	4,000
K社	運送業	市内	1,000	0	1,000	1,000
合計額					100,000	80,000

市内企業比率＝市内企業施工額/施工額＝ 80%

地元下請率とは

- ・ 地元下請率とは、全ての下請の施工額に占める地元下請の施工額の割合をいう。
- ・ 地元下請とは、神戸市内に本店を置く企業をいう。
- ・ 下請の施工額とは、元請又は直近上位の下請との契約金額から直近下位の下請との契約金額の合計を差し引いた額をさす。
- ・ 本書に記載する下請とは、①元請又は一次以下の下請企業から建設工事を請け負った建設業を営む者及び②元請又は一次以下の下請企業との間で警備業等の契約を締結した者をいい、元請との間で資材調達のための契約を締結した者は含まない。
- ・ 警備業等とは、警備業のほか、建設コンサルタント業及び運搬業をさす。
- ・ 資材調達のための契約金額は、調達した下請の施工額に含めるものとする。

【地元下請率の計算例】



単位：千円

企業名	請負区分	市内外区分	請負金額	下請額	下請施工額	地元下請施工額
B社	一次下請	市内	30,000	20,000	10,000	10,000
C社	一次下請	市内	10,000	0	10,000	10,000
D社	一次下請	市外	11,000	6,000	5,000	0
E社	警備業	市内	6,000	0	6,000	6,000
F社	測量業	市内	3,000	0	3,000	3,000
G社	二次下請	市内	15,000	4,000	11,000	11,000
H社	二次下請	市外	5,000	0	5,000	0
I社	二次下請	市内	6,000	1,000	5,000	5,000
J社	三次下請	市内	4,000	0	4,000	4,000
K社	運送業	市内	1,000	0	1,000	1,000
合計額					60,000	50,000

地元下請率＝地元下請施工額/下請施工額＝ 83%

市内企業比率又は地元下請率の実績（土木のみ）

本工事は、「市内企業比率」とする。

■ 工事区分の条件

3.3 斜面对策(地下排水徐工、抑止杭工を含む)もしくは5.9 斜面安定・法面工

- ・ 工事毎に市内企業比率又は地元下請率のいずれかを指定する。指定の項目について、実績を記載するものとする。
- ・ いずれも実績が70%以上の場合に評価する。
- ・ 過去1年間（令和7年4月1日～受付終了日の14日前まで）に元請（共同企業体としての実績は除く）として完成し、引き渡し完了した本市（外郭団体含む）発注工事のうち、最終契約金額が500万円以上（税込）かつ工事区分の条件に該当し、工事成績評価が65点以上のものとする。ただし、単価契約工事を除く。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表となる企業の実績を対象とする。
- ・ 市内企業比率、地元下請率の定義および算出方法は上記「市内企業比率又は地元下請率の達成確約」のとおりとする。

災害協定の締結

- ・ 本工事の受付終了日時点で、災害時における応急対策に関する協定等を、神戸市（いずれの部局でも可）との2者の間で締結している、又は、神戸市と締結している団体に入っている場合に評価する。
- ・ ここでいう「応急対策」とは、災害が発生し、又はまさに発生するおそれのある場合において、応急復旧や予防措置、障害物の除却などの業務を指し、調査、判断、技術的提言のみの業務は含まない。
- ・ ここでいう「団体に入っているもの」とは、団体の構成員として応急対策を実施するものを指し、当該団体に対する支援、賛助のみを行うものは含まない。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の協定締結状況を対象とする。

災害復旧工事の実績

- ・ 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に元請として完成し、引き渡し完了した本市（外郭団体を含む）発注工事のうち、随意契約により契約した災害復旧、応急復旧、緊急復旧工事を対象とする。ただし、単価契約工事及び請負金額250万円以下の工事を除く。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
- ・ 神戸市と協定締結をしている団体への加入を証明する書類については、令和8年4月1日以降の日付のものを令和8年度中有効とする。

社会貢献の取組（最大 3 つまで評価）

①障害者雇用

- ・ 法定雇用義務がある企業については、本工事の受付終了日時点で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定される法定雇用率を満たしていれば実績有とする。
- ・ 法定雇用義務はない企業については、本工事の受付終了日時点で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定される障害者雇用率の算定において対象となる者を 1 名以上雇用していれば実績有とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
（障害者雇用率制度について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#01

②協力雇用主

- ・ 本工事の受付終了日時点で、法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ、過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に同一人の保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を 3 ヶ月以上雇用していれば実績有とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
（更生保護における就労支援について）
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

③男女共同参画の取組

- ・ 本工事の受付終了日時点で、下記の受賞又は認定を受けていること、もしくは計画を策定していれば実績ありとする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
- ・ ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定
※フレッシュミモザ企業は除く
<https://www.city.kobe.lg.jp/a47682/kurashi/activate/cooperation/danjyokyoudousankaku/ninntei.html>
- ・ 女性活躍推進法または次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定
※常時雇用する労働者数が 100 人以下の企業に限る。
※行動計画を一般に公表している場合に限る。（「両立支援のひろば」や自社ホームページ等）
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- ・ 若者雇用促進法における厚生労働大臣の「ユースエール」認定
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>
- ・ 女性活躍推進法における厚生労働大臣の「えるぼし・プラチナえるぼし」認定
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
- ・ 次世代育成支援対策推進法における厚生労働大臣の「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」認定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

④消防団協力事業所

- ・ 本工事の受付終了日時点で、有効な神戸市消防団協力事業所の認定を受けていれば実績有とする。
- ・ 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者となる企業の取得状況を対象とする。
（神戸市消防団協力事業所表示制度について）
<https://www.city.kobe.lg.jp/a91505/bosai/shobo/outline/kobesyoubou/danhyouji.html>

⑤CCUS 導入

- ・ 本工事の受付終了日時点で、元請負人が CCUS（建設キャリアアップシステム）に事業者登録済であるものを対象とする。
- ・ 共同企業体の場合は、全ての元請構成員が事業者登録しているものを対象とする。
- ・ 「事業者情報」が書かれた画面の写しについては、「事業者情報」として事業者 ID、商号または名称を確認することができるものとし、「管理者 ID 利用料明細」の画面の写しは、管理者 ID、利用状況、有効期限が確認できるものとし、それぞれ表示される事業者 ID と管理者 ID が一致している場合に有効な証明書類として取り扱う。
- ・ 「管理者 ID 利用料明細」が書かれた画面の写しについて、Excel 出力した資料（Excel 型式を PDF 出力したものも含む）は証明書類として認めない。
- ・ なお、管理者 ID が使用継続手続き中の場合は、有効期限が切れた翌月末までは「管理者 ID 利用料明細」の画面の写しにおいて、「継続」の欄が確認できれば証明書類として認める。
- ・ （建設キャリアアップシステム） <http://www.ccus.jp/>

提出する技術資料

	様式	添付資料
☐	様式第 12-1 号	
☐	様式第 12-2 号	< 品質・環境への取組 > ・ ISO 登録証（ISO9001 の場合は、適用範囲が確認できること） ・ KEMS 登録証 < 同種工事の実績（神戸市） > ・ 工事成績評定通知書 ・ コリンズ（竣工登録） < 若手技術者育成の取組 > ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 < 女性技術者育成の取組 > ・ コリンズ（竣工登録） < ICT 活用工事の実績（土木のみ） > ・ ICT 活用工事実施証明書 又は 実績が確認できる書類 ・ コリンズ（竣工登録）※共同企業体としての実績の場合 < 社会的制約条件に配慮すべき工事の実績（土木のみ） > ・ 工事成績評定通知書 ・ コリンズ（竣工登録）
☐	様式第 12-3 号	< ア、同種工事の実績 > ・ 工事成績評定通知書 ・ コリンズ（竣工登録） ・ （必要に応じて）工事図面等、実績が確認できる書類 < イ、同じ工事区分又は建物機能に該当する工事 > ・ 工事成績評定通知書 ・ コリンズ（竣工登録） < 専門分野の資格 > ・ 資格登録証等 ・ （必要に応じて）選択科目確認資料 < CPD の取組 > ・ 学習履歴証明書
☐	様式第 12-4 号	< 市内企業比率又は地元下請率の実績（土木のみ） > ・ 工事成績評定通知書 ・ コリンズ（竣工登録） ・ 最終のすべての下請けとの契約書もしくは契約金額のわかるもの（市内企業比率の場合） ・ 市内企業比率報告書（様式第 14-1 号）、元請および下請等一覧表（様式第 14-2 号）（地元下請率の場合） ・ 地元下請率実績報告書（様式第 15-1 号）、下請等一覧表（様式第 15-2 号） < 災害協定の締結 > ・ 協定書 ・ 団体への加入を証明する書類 < 災害復旧工事の実績 > ・ コリンズ（竣工登録） < 社会貢献の取組 > ① 障害者雇用（法定雇用義務がある場合） ・ 障害者雇用状況報告書（法定雇用義務がない場合）

	・ 障害者の雇用が確認できる書類 ②協力雇用主 ・ 協力雇用主活動実績証明書 ③男女共同参画の取組 ・ 一般事業主行動計画策定届（第一面） ・ ミモザ企業認定証 ・ えるぼし・プラチナえるぼし・くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん・ユースエール認定通知書 ④消防団協力事業所認定 ・ 神戸市消防団協力事業所等認定書 ⑤CCUS の導入 ・ 事業者情報画面の写し ・ 管理者 ID 利用料明細画面の写し ※Excel 出力した資料（Excel 型式を PDF 出力したものも含む）は証明書類として認めない。
--	---

※総合評価落札方式における基礎点制度確認書（神戸市建設局技術管理課の押印があるもの）を提出する場合は、添付資料の提出を要しない。

工事区分表

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
1. 河川	1. 1河川堤防		5. 道路	5. 9斜面安定・法面工	
	1. 2河川護岸			5. 10カルバート工	
	1. 3床止め・床固め			5. 11擁壁工	
	1. 4堰・水門			5. 12排水工	
	1. 5樋門・樋管			5. 13電線共同溝・C A B	
	1. 6水路トンネル	1. 6. 1山岳トンネル工法		5. 14情報BOX	
		1. 6. 2シールド工法		5. 15シェッド	
		1. 6. 3推進工法		5. 16道路維持管理（補強・改築は含まない）	
		1. 6. 4開削工法		5. 17その他	
	1. 7伏せ越し		6. 公園	6. 1基盤整備	
	1. 8揚排水機場			6. 2植栽	
2. 海岸	1. 9河川浚渫			6. 3施設整備	
	1. 10河川維持管理（補強・改築は含まない）			6. 4グラウンド・コート整備	
	1. 11その他			6. 5自然育成	
	2. 1海岸堤防			6. 6公園維持管理（補強・改築は含まない）	
	2. 2護岸			6. 7その他	
	2. 3突堤・離岸堤		7. 港湾、港湾海岸	7. 1航路泊地	7. 1. 1浚渫揚土工事
	2. 4養浜			7. 2防波堤	7. 2. 1防波堤工事（ケーソン式）
3. 砂防・地滑り	2. 5海岸浚渫				7. 2. 2防波堤工事（ブロック式）
	2. 6海岸維持管理（補強・改築は含まない）			7. 3離岸堤、突堤（防波堤工事に順ずる）	
	2. 7その他			7. 4岸壁	7. 4. 1岸壁工事（杭式栈橋を除く）
	3. 1砂防ダム				7. 4. 2岸壁工事（杭式栈橋）
4. ダム	3. 2流路工			7. 5沈埋トンネル	7. 5. 1沈埋トンネル工事
	3. 3斜面对策（地下水排除工、抑止杭工を含む）			7. 6地盤改良	
	3. 4砂防維持管理（補強・改築は含まない）			7. 7基礎	
	3. 5その他			7. 8ブロック類製作	
	4. 1ダム	4. 1. 1重力式ダム工事	8. 空港	7. 9ケーソン製作	
5. 道路	（転流トンネルは、5. 1トンネルで評価する。）	4. 1. 2アーチ式ダム工事		7. 10その他	
		4. 1. 3ロックフィルダム工事		8. 1基本施設舗装	8. 1. 1空港土工事
		4. 1. 4アースダム工事		8. 2用地造成	8. 1. 2空港舗装工事
		4. 1. 5表面遮水壁フィルダム			8. 2. 1空港土工事
		4. 1. 6複合ダム工事		8. 3その他	8. 3. 1排水工事
		4. 1. 7ダム維持管理（補強・改築は含まない）	9. 農業農村整備	9. 1ほ場整備	8. 3. 2地盤改良工事
		4. 1. 8その他			
	5. 1トンネル	5. 1. 1山岳トンネル工法		9. 2暗渠排水	
		5. 1. 2シールド工法		9. 3パイプライン工	
		5. 1. 3開削工法		9. 4ため池工（堤）	
		5. 1. 4沈理工法		9. 5ため池工（管理）	
	5. 2共同溝	5. 2. 1シールド工法		9. 6水路工	
		5. 2. 2推進工法		9. 7道路工	
		5. 2. 3開削工法	10. 下水道	10. 1管路	10. 1. 1シールド工法
5. 道路	5. 3橋梁上部	5. 3. 1RC橋			10. 1. 2推進工法
		5. 3. 2PC橋			10. 1. 3開削工法
		5. 3. 3鋼橋			10. 1. 4更生工事
		5. 3. 4床版工（鋼橋）			10. 1. 5防食工事
	5. 4橋梁下部	5. 4. 1RC橋脚・橋台			10. 1. 6管路施設修繕工事
		5. 4. 2鋼製橋脚・橋台		10. 2処理場、ポンプ場	10. 2. 1躯体工事
	5. 5舗装	5. 4. 3合成構造橋脚・橋台			10. 2. 2防食工事
		5. 5. 1セメントコンクリート舗装	11. プラント設備	11. 1プラント機械設備	
		5. 5. 2アスファルト舗装		11. 2プラント電気設備	
		5. 5. 3ブロック舗装	12. 鉄道	12. 1鉄道	12. 1. 1鉄道構築工事
	5. 6道路付属施設				
	5. 7切土工				
	5. 8盛土工				

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類
13. 上水道	13. 1管路	13. 1. 1山岳トンネル工法
		13. 1. 2シールド工法
		13. 1. 3推進工法
		13. 1. 4開削工法
		13. 1. 5更生工事
		13. 1. 6ライニング工法
	13. 2配水池、ポンプ場	13. 2. 1コンクリート構造
		13. 2. 2鋼構造
	13. 3舗装	13. 3. 1コンクリート構造
		13. 3. 2アスファルト舗装
		13. 3. 3ブロック舗装
	13. 4塗装	
	13. 5植栽	
	13. 6法面	
	13. 7維持修繕	
14. その他	14. 1その他	

別紙 6-2

工事難易度評価方法（建築・設備）

建物機能	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難